

平成27年度 第1回

# 大阪府国土利用計画審議会 会議録

日 時：平成28年1月27日（火）

午前10時～正午

場 所：大阪府中央区大手前2丁目1番2号

国民會館住友生命ビル12階 大ホール

# 議 題

## 【第 1 号 議 案】

大阪府土地利用基本計画の変更について（農業地域の縮小）

## 【報 告 案 件】

大阪府土地利用基本計画の変更について（森林地域の縮小）

大阪府国土利用計画（第五次）の策定について

平成27年度 第1回大阪府国土利用計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験のある者	榎村 久子	京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員	出	会長
2		澤木 昌典	大阪大学大学院教授	出	会長代理
3		北後 明彦	神戸大学都市安全研究センター長	欠	
4		養父 志乃夫	和歌山大学教授	出	
5		滋野 由紀子	大阪市立大学大学院教授	出	会議録署名委員
6		加我 宏之	大阪府立大学大学院准教授	出	
7		石黒 暢	大阪大学大学院准教授	欠	
8		松中 亮治	京都大学大学院准教授	出	
9		中谷 清	大阪府農業会議会長	出	
10		山野 千鶴子	大阪商工会議所女性会常任委員	出	
11		栗本 修滋	大阪府森林組合代表理事組合長	欠	
12		阪井 一仁	一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会会長	出	
13	府議会議員	久谷 眞敬	大阪府議会議員（維新）	出	会議録署名委員
14		西林 克敏	大阪府議会議員（維新）	出	
15		上田 健二	大阪府議会議員（維新）	出	
16		土井 達也	大阪府議会議員（維新）	出	
17		釜中 優次	大阪府議会議員（公明）	出	
18		橋本 邦寿	大阪府議会議員（公明）	出	
19		加治木 一彦	大阪府議会議員（自民）	出	
20		藤村 昌隆	大阪府議会議員（民主）	出	
21	市町村長を代表する者	田中 誠太	大阪府市長会会長	出	
22	市町村長を代表する者	松本 昌親	大阪府町村長会会長	出	
23	大阪市長	吉村 洋文	大阪市長	欠	

※ 委員23名中19名出席

平成27年度 第1回大阪府国土利用計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	吉村庄平	出	
2	都市整備部都市計画室長	柴崎啓二	出	
3	都市整備部都市計画室計画推進課長	高階宏	出	
4	都市整備部都市計画室計画推進課参事(計画調整担当)	上溝憲郎	出	
5	住宅まちづくり部理事	芝池利尚	出	
6	住宅まちづくり部住宅まちづくり総務課長	明見政治	※	臨時幹事:住宅まちづくり総務課参事 財部 祐介
7	住宅まちづくり部都市居住課長	三崎信顕	出	
8	住宅まちづくり部建築指導室審査指導課長	山添光訓	欠	
9	政策企画部戦略事業室事業推進課長	山田正弥	※	臨時幹事:事業推進課課長補佐 吉川 玲子
10	環境農林水産部みどり推進室みどり企画課長	小野英利	出	
11	環境農林水産部みどり推進室森づくり課長	原貴美男	出	
12	環境農林水産部農政室整備課長	高橋修	出	
13	都市整備部事業管理室長	青木誠	出	臨時幹事:事業企画課長 鳥牧 昭夫
14	都市整備部交通道路室道路整備課長	久保幸太郎	出	臨時幹事:道路整備課計画G総括主査 裏 祥嗣
15	都市整備部河川室河川整備課長	武井義孝	出	臨時幹事
16	都市整備部公園課長	増山和弘	出	臨時幹事:公園課公園整備G主査 杉村 匡亮
17	都市整備部港湾局計画調整課長	中川政博	出	臨時幹事:計画調整課課長補佐高平 一哉
18	商工労働部成長産業振興室立地・成長支援課長	生澤克彦	出	臨時幹事

※ 代理として任命した臨時幹事が出席

# 目 次

1 開会.....	1
2 会長選出.....	4
3 会長職務代理者の指名.....	5
4 署名委員の指名.....	5
5 審議案件「大阪府土地利用基本計画の変更について(農業地域の縮小)」 .....	6
6 報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更について(森林地域の縮小)」 .....	13
7 報告案件「大阪府国土利用計画(第五次)の策定について」 .....	16

## 1 開 会

### 午前 10 時開会

**【司会】** 皆様おはようございます。誠におそれいりますが、審議会の開催に当たりまして、事務局からご協力お願いしたいことがございます。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。また、傍聴の皆様におかれましては、先にお配りしております傍聴要領をお守りいただき、審議会開会中はご静粛にお願いいたします。

それでは定刻となりましたので、ただ今から平成 27 年度第 1 回大阪府国土利用計画審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、都市計画室計画推進課の岡村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会でございますが、現委員 23 名中 19 名の委員の方々にご出席いただいておりますので、大阪府国土利用計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、定足数を満たし有効に成立していることをご報告申し上げます。なお、本審議会は公開で行いますのでよろしくお願いいたします。それでは開会にあたりまして、大阪府都市整備部長吉村よりご挨拶申し上げます。

**【吉村 都市整備部長】** 改めましておはようございます。大阪府都市整備部長の吉村でございます。平成 27 年度第 1 回大阪府国土利用審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜われますと共に、日頃より都市整備行政の推進にご指導・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、都市整備行政の使命は都市のインフラの適切な整備と維持管理を通して、大阪・関西の成長と府民の安全安心の確保を実現することでございます。現在、新名神高速道路をはじめとする道路整備や、北大阪急行・モノレールの延伸等の鉄道整備によりまして、大阪・関西の持つ競争力の強化に取り組むとともに、併せて南海トラフ巨大地震に備えた防潮堤の液状化対策など、府民の安全・安心の確保に向けた取組みも全力で行っているところでございます。これらの取組みによりまして、東西二極の一極を担う副首都・大阪にふさわしい、都市基盤の構築を推進して参りたいと考えてございます。

昨年 8 月、国におきましては、「適切な国土管理」、「自然環境・景観を保全・再生・活用する国土利用」、「安全・安心を実現する国土利用」を、三つの基本方針といたします、全国版「第五次国土利用計画」が策定されたところでございます。大阪府におきましても、この全国版の計画を踏まえまして、「第五次大阪府国土利用計画」の策定について、現在検討を進めているところでございます。本日は、この計画の基本的な考え方についてもご報告を差し上げます。計画をより良いものとするため、皆様からご意見を賜りたいと思います。委員の皆様におかれましては、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【司会】 では続きまして、本日もご出席賜っております、委員の皆様をご紹介しますさせていただきます。まず、学識経験者の委員をご紹介します。榎村委員でございます。

【榎村 委員】 榎村でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 中谷委員でございます。

【中谷 委員】 中谷でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 山野委員でございます。

【山野 委員】 山野でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 養父委員でございます。

【養父 委員】 養父でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 滋野委員でございます。

【滋野 委員】 滋野でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 澤木委員でございます。

【澤木 委員】 澤木でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 阪井委員でございます。

【阪井 委員】 阪井でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 松中委員でございます。

【松中 委員】 松中です。よろしくお願いいたします。

【司会】 加我委員でございます。

【加我 委員】 加我でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 続きまして、大阪府議会議員の委員をご紹介します。久谷委員でございます。

【久谷 委員】 おはようございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 西林委員でございます。

【西林 委員】 西林です。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 上田委員でございます。

【上田 委員】 上田です。よろしくお願いいたします。

【司会】 土井委員でございます。

【土井 委員】 土井でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 釜中委員でございます。

【釜中 委員】 釜中です。よろしくお願いいたします。

【司会】 橋本委員でございます。

【橋本 委員】 橋本です。よろしくお願いいたします。

【司会】 加治木委員でございます。

【加治木 委員】 加治木です。よろしくお願いいたします。

【司会】 藤村委員でございます。

【藤村 委員】 藤村です。よろしくお願いいたします。

【司会】 続きまして、大阪府市長会会長田中委員でございます。

【田中 委員】 田中でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 大阪府町村長会会長松本委員でございます。

【松本 委員】 松本です。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 ご紹介は以上でございます。よろしくお願いいたします。それでは最初に委員の皆様にお配りしております、資料の確認をさせていただきたいと存じます。

お手元の配布資料一覧をご覧ください。資料は 8 点ございます。

1 点目、配布資料一覧及び配席表。

2 点目、大阪府国土利用計画審議会条例及び規則。

3 点目、議題及び委員・幹事名簿。

4 点目、資料 1 平成 27 年度第 1 回大阪府国土利用計画審議会議案書。

5 点目、資料 2 大阪府土地利用基本計画の変更について説明資料。

6 点目、資料 3 大阪府国土利用計画（第五次）策定の基本的考え方についての概要。

7 点目、参考資料 1 第五次国土利用計画（全国計画）（概要）。

8 点目、参考資料 2 大阪府国土利用計画 PDCA 検討シート。以上 8 点でございます。

なお、委員の皆様には議案説明時のパワーポイントの表示画面を議案毎にまとめた補助資料も、お手元に配布させていただいております。漏れている資料等ございませんでしょうか。

## 2 会長選出

**【司会】** では議事に入らせていただく前に、本審議会は学識経験者の委員改選後、初めての審議会でございますので、大阪府国土利用計画審議会条例第 4 条第 1 項の規定により、学識経験者の委員の中から会長を選出する必要がございます。僭越ではございますが、私が会長選出の進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。会長の選出につきましては、推薦方法とさせていただきたいと思いますが、委員の皆様、推薦等ございますでしょうか。

**【加我 委員】** 僭越ではございますが、これまでの審議の継続性もございましたので、榎村委員を引き続き会長にご推薦申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

**【司会】** ありがとうございます。ただ今、榎村委員を会長に推薦したいというご意見を賜りましたが、他にご意見ございませんでしょうか。

### （「異議なしとの声」）

**【司会】** ありがとうございます。異議なしとのお声いただきました。ご推薦いただきました榎村委員を会長に選出することとさせていただきたいと存じます。

それでは、大阪府国土利用計画審議会条例第 5 条第 1 項において、会長が議長になると定められておりますので、以降の議事は榎村会長に進行をお願いします。

なお、大阪府国土利用計画審議会条例第 4 条第 3 項の規定により、会長が職務代理者を指名するとなっております。榎村会長には就任のご挨拶と合わせまして、職務代理者のご指名のほうもよろしくお願ひします。では、榎村委員、会長席の方へお越しください。以降の議事よろしくお願ひします。

**【榎村 会長】** ただ今、委員の皆様より会長にご推挙いただきました榎村でございます。他に適任の方がいらっしゃると思っておりますけれども務めて参りたいと思っております。よろしくお願いいたします。審議会の運営につきまして、円滑に務めていきたいと思っております。皆様方の忌憚のないご意見を拝聴しながら、実りある審議会にしていきたいと思っておりますので、皆様方のご指導ご支援をお願い申しまして、どうぞよろしくお願いいたします。

### 3 会長職務代理者の指名

**【榎村 会長】** それでは議事に入る前に、会長の職務代理者の指名を行いたいと思っております。大阪府国土利用審議会条例第 4 条第 3 項の規定によりまして、会長の職務代理者につきましては、あらかじめ会長が指名することとなっております。私といたしましては澤木委員をお願いしたいと思っておりますが、委員の皆様ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なしとの声」)

**【榎村 会長】** 澤木委員のご承諾はいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

**【澤木 委員】** はい。

**【榎村 会長】** いたします。それでは澤木委員に会長代理をお願いしたいと思っておりますので、澤木委員ご挨拶をいたします。

**【澤木 委員】** ただ今、ご指名に預かりました澤木でございます。委員の皆様方のご指導ご協力のもとで、榎村会長の職務代理を務めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 4 署名委員の指名

**【榎村 会長】** よろしく申し上げます。ただ今から議事に入ります。本日の会議録の署名人でございますけれども、会議録の署名委員は審議会規則第 5 条第 2 項の規定によりまして、会長及び会長が指名する委員となっておりますので、誠に僭越でございますが、私からお 2 人の委員をお願いしたいと思います。まず、学識経験者の委員からは滋野委員に、また府議会議員の委員からは土井委員をお願いいたしますがよろしゅうございますか。

**【滋野 委員・土井 委員】** はい。

## 5 審議案件「大阪府土地利用基本計画の変更について（農業地域）」

### 説明・質疑

**【榎村 会長】** ありがとうございます。それでは第 1 号議案に入ってまいります。お手元の議案書に従いまして進めてまいります。本日の内容は、審議案件が 1 件、報告案件が 2 件となっています。まず、審議案件としまして、第 1 号議案大阪府土地利用基本計画の変更について、農業地域の縮小でございます。内容については幹事から説明をお願いします。

**【幹事 上溝計画推進課参事】** それでは説明させていただきます。都市計画室計画推進課参事の上溝でございます。どうぞよろしく申し上げます。案件の説明に入らせていただく前に、土地利用基本計画の概要及び大阪府の現行計画について説明いたします。

土地利用基本計画は国土利用計画法第 9 条に基づき、国土利用計画を基本として都道府県が策定するものでございます。都市地域・農業地域・森林地域・自然公園地域・自然保全地域の 5 つの地域を定め、個別の土地利用規制法に基づく各計画の上位計画として、行政内部の総合調整の役割を果たします。土地取引規制・開発行為の規制・遊休地に関する措置等を実施するにあたっての基本となる計画でございます。

現在の大阪府土地利用基本計画は、計画書と計画図から構成されており、計画書に土地利用に関する基本理念、将来像と基本方針、原則を記載した土地利用の基本方向、5 つの地域区分が重複する地域における土地利用に関する調整指導方針を、計画図には 5 つの地域区分の指定状況を 5 万分の 1 の図面に示しております。

5 つの地域区分の指定の考え方につきましては、次の通り定めております。都市地域は、一体の都市として総合的に整備・開発及び保全をする必要がある地域で、都市計画法に基づく都市計画区域に相当する地域でございます。農業地域は、総合的に農業の振興を図る必要がある地域で、農業振興地域の整備に関する法律に基づく、農業振興地域に相当する地域でございます。森林地域は、林業の振興または森林の有する災害防止、水源涵養などの諸機能の維持・増進を図る必要がある地域で、森林法に基づく国有林及び地域森林計画対象の民有林の地域に相当する地域でございます。

自然公園地域は、優れた自然の風景地とその保護及び利用の増進を図る必要がある地域で、自然公園法に基づく自然公園に相当する地域でございます。

自然保全地域は、自然環境の保全を図る必要がある地域で、自然環境保護法の基づく大阪府自然環境保全条例による大阪府自然環境保全地域に相当します。

これらの考え方に基づき指定された 5 つの地域の規模は、この表の通りとなっております。この図は 5 つの地域の視点の状況を概念的に示したものでございますが、複数の地域区分が重複して指定されるエリアが生じます。本計画においては、重複するエリアにおける土地利用に関する調整・指導の方針を定めております。

例えば、市街化調整区域である都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合は、計画的な都市化が担保される場合等に限り、土地利用の現況に留意しつつ、農

業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用も認めます。

また、市街化調整区域である都市地域、農用地区域以外の農業地域及び保安林地域である森林地域の 3 つが重複する場合は、保安林としての利用を優先することとしています。大阪府土地利用基本計画の概要については以上でございます。

それでは第 1 号議案、大阪府土地利用基本計画の変更（農業地域の縮小）についてご説明いたします。議案書の 1 ページ以降、説明資料の 1 ページ以降でございます。議案書の 4 ページ及び説明資料の 2 ページ以降の整理番号 1 をご覧いただけますでしょうか。茨木農業地域の縮小についてご説明いたします。対象となる茨木市新堂地区は茨木市の東部、高槻市との境界付近に位置しております。画面のハッチング部分が現況の農業地域でございます。オレンジ色の部分を縮小いたします。本区域は府道鳥飼八丁富田線の沿道に位置し、幹線道路沿道の立地特性を活かした土地利用の促進と、既存住宅の住環境の維持を目的に市街化区域への編入を予定しております。これによりまして、農業地域約 2 ヘクタールを縮小するものでございます。

続きまして、議案書の 5 ページ及び説明資料の 2 ページ整理番号 2 をご覧下さい。河南農業地域の縮小についてご説明いたします。対象となる河南町東山地区は河南町北部、太子町との境界付近に位置しております。画面のハッチングしております現況の農業地域からオレンジ色の部分を縮小いたします。本区域は既存の教育施設である大阪芸術大学の拡充と、その周辺区域の住環境の向上を図ることを目的に、市街化区域への編入を予定しております。これによりまして農業地域約 7 ヘクタールを縮小するものでございます。

続きまして、議案書の 6 ページ及び説明資料の整理番号 3 をご覧下さい。泉佐野農業地域の縮小についてご説明いたします。対象となる泉佐野市中庄地区は泉佐野市の東部、熊取町との境界付近に位置しております。画面のハッチングしております現況の農業地域からオレンジ色の部分を縮小いたします。本区域は JR 阪和線の熊取駅西側に位置し、鉄道駅周辺の立地特性を活かした一体的なまちづくりを目的に市街化区域への編入を予定しております。これによりまして農業地域約 9 ヘクタール縮小するものでございます。

なお、これらの案件につきましては、今年 2 月に開催予定の都市計画審議会で審議されます市街化区域への編入に先立ち、今回農業地域の縮小を行うものでございます。これらの変更によりまして、説明資料の 1 ページの総括表にございますとおり、農業地域は 32,463 ヘクタールから約 18 ヘクタール減少いたしまして、32,445 ヘクタールとなります。第 1 号議案の説明は以上でございます。

**【榎村 会長】** はい、ありがとうございます。それでは農業地域の縮小についてご説明いただきましたので、茨木農業地域・河南農業地域・泉佐野農業地域の縮小について、何かご意見ご質問ございましたら、お願いしたいと思います。中谷委員どうぞ。

**【中谷 委員】** はい。中谷でございます。ご質問させていただきたいと思えます。実はもう皆様方もご承知のように、今人口減少や、高齢化ということで大きな社

会問題になっているところでございます。こうした中で住宅の予定地として見られてきました都市農地です。市街化区域内の農地の開発力も、若干低下してきているのではないかと見受けられます。特に都市農業がかなり住民の皆様方から見直されて、農業・農地としての評価が高まってきていることは事実だと思います。そういうことから、去年の4月16日に都市農業振興基本法が制定されました。都市農地の適正な保全をしていこうと制定されたところでございます。今回、茨木市、河南町、泉佐野市の農業地域の縮小でございますが、私も大阪府農業会議ということから、優良農地を守っていく責任におきまして、農業振興地域の縮小には若干こだわりを感じるところでございます。あえて農業振興地域を変更してまでも、宅地化を進める必要性があるのかどうか、そこにつきまして、ひとつご説明をお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

**【榎村 会長】**            ありがとうございます。今のご質問につきまして事務局から、もう少し詳細なご説明をお願いします。

**【幹事 高階計画推進課長】**       計画推進課長の高階でございます。委員のおっしゃるとおり、農地は農業政策として最も基礎的な資源であり、また農業が有する公益的機能の維持保全を図ることは、非常に重要であると認識しております。大阪府域におきましては、大阪市を中心としまして既成市街地が広がっておりまして、高度に都市化が進んでいるとのことでございます。また、周辺部で都市開発が進行しているとの中で、既成都市区域としての都市圏を形成していくとの現状もございます。確かにおっしゃるような、開発圧力というのは、多少低下はしているとはいうものの、まだなおかつ、市街化区域内の農地は虫食いの侵食していくという状況も見受けられますし、また、生産緑地を指定しておりますけれども、生産緑地が徐々に減少してきているという実態もございますので、そういう危機感を持っております。都市内において緑の果たす機能というのは非常に大きいと考えておりまして、施設系の公園としての緑地だけではなく、生産の場としての農地を緑機能として、広い意味での緑として保全していくということは、非常に重要だと認識しておりますので、生産緑地をいかにして守っていくかというような検討を進めたいと思っております。今回あげさせていただいた件につきましては、それぞれの検討を加えた結果、やむなしという判断に至ったものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

**【中谷 委員】**            そういう事は十分に理解していますが、今後、我々の立場からは、農業に関しまして十分住民の皆様方も認識を新たにさせていただいていると思っておりますので、こういう開発等につきまして、大阪府の指導方よろしくお願い申し上げたいと思います。よろしく願いしておきます。

**【榎村 会長】**            はい、他にございませんか。

**【幹事 上溝計画推進課参事】** 今回の3つの案件につきましては、今後、市街化調整区域から市街化区域に編入する手続きを行う予定ですが、市街化区域に編入していく区域が、どこでも良いという考え方ではありません。今回の案件も含め住宅地の場合、駅等の生活拠点からの徒歩圏に限定しています。今回の茨木市を含め幹線道路の沿道で産業立地を誘導していく。このように限定して、どこでも農業地域をはずしていくということではなく、基準をもって農業の振興との調整を図りながら、やっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

**【中谷 委員】** ご了解いただきありがとうございます。

**【榎村 会長】** どちらからでも。はいどうぞ、ご遠慮なさらずに。

**【阪井 委員】** 今回の農地の質問ではないですが、私ども不動産の流通業者から、今の日本の国土の利用についてご提案といいますか、ご意見を申し上げたいと思っております。今、国土交通省では、日本全国に約 820 万戸、空き家が存在する。そして 2040 年には、空き家がなんと 2,000 万戸或いは 3,000 万戸の空き家が発生すると言われております。私ども全宅連と申しまして、全国規模の色々な組織がございますが、47 都道府県の代表の会長の皆さんとお話をする、大阪府下においてはこのような農地を市街化区域に、開発の予備地域にするということがまだ考えられるのですが、地方都市は住宅が売却できない実態がどんどん今顕在化してきているということが現実でございますので、大阪府下におきましても、もうぼちぼち人口減少、そしていつまでも宅地開発、住宅を開発するのではなく、国の方針が既存住宅をいかに流通活性化していくかという方針に切り変わっておりますので、大阪府もそういう将来の空き家対策、それに伴う国土の利用計画についても、転換期を迎えつつあるのではないかと肌で感じておりますので、ご提案を申し上げたいと思っております。

**【榎村 会長】** はい、大変重要で貴重なご意見ありがとうございます。今のご意見に対しまして、事務局から何かございませんか。

**【幹事 芝池住宅まちづくり部理事】** 住宅まちづくり部理事の芝池でございます。空き家の問題ですが、住宅まちづくり部もこれは由々しき問題として、強力に進めていこうということです。特に、特定空き家と呼ばれる住宅にならないように、都市部の空き家ですと、貴重なストックとしてまちづくりに活かしていくという視点で、色々検討を進めております。このあたりにつきましては、先生方や業界の皆様との連携も必要であり、市町村の皆様との連携に取り組んでいくことで、様々な方向から検討を進めております。また住宅まちづくり部も、住宅まちづくりマスタープランの改定時期を迎えており、その中でしっかり位置づけをして国土利用計画審議会と調整を図りながら進めていきたいと思っております。ご理解の程よろしくお願いたします。

**【榎村 会長】** ありがとうございます。それに関連して他の委員の皆様から、ご意見ございませんでしょうか。養父委員どうぞ。

**【養父 委員】** 重なる部分があるかもわかりませんが、都市農地、この場所を見せていただいて、農地の多面的機能をしっかりと見据えて、市街化調整区域から市街化区域に編入ということを検討されたかどうか。というのは特に、茨木市のこの事例を見ますと、川の横であり、防災力がどんどん低下するというポテンシャルを高めていきます。川は氾濫するというのが前提条件です。勿論、治水で水を止めようと、或いは人命や財産を守ろうとしていますが、少なくとも川は氾濫します。だからその前提で防災的な機能のポテンシャルを下げている可能性が高いのです。川の近辺ではしっかりと土地利用の計画を行う必要があり、人命、財産がかかっているため、しっかりと議論していただきたいのが 1 点です。さっき、事業者の方がお話をされていましたが、市街化区域を増やすということは、空き家のポテンシャルを増やすことです。計画でいろんな良い計画が出ますが、人口は確実に減っていくのです。増える可能性は非常に低いなかで、空き家のポテンシャルを高めるということはどういうことなのか、しっかりと説明できますか。2 点です。

**【榎村 会長】** 茨木市の農業地域の縮小について、河川沿いであることと先ほどのようなご質問と重なりますが、空き家のポテンシャルを高めるのではないかと、それにつきまして事務局からご説明ございましたらお願いします。

**【幹事 高階計画推進課長】** 確かに安威川の近辺ということで、氾濫の危険性があると認識しています。

**【養父 委員】** 想定区域に入っていますか。氾濫想定区域に入っているか、入っていないか、検討していますか。

**【幹事 高階計画推進課長】** 開発の時点でそのあたりは検討されていると思いますので、支障ないものと判断しております。

**【幹事 柴崎都市計画室長】** 都市計画室の柴崎でございます。土地の防災機能、先ほどの氾濫想定区域に入っているかどうかというお話ですが、入っています。ただ今回、上流のほうで安威川ダムを建設中ございまして、完成しますと相当治水能力を発揮できると考えております。

**【養父 委員】** 相当治水能力をもつのは分かりますが、川はもともと氾濫するものです。それを前提で治水をやっているのです。私も安威川の様々な委員をしていますが、少なくとも、治水で水を止めてというのは勿論ありです。しかし当然、淀川にしても大和川にしても、これは全く絶対氾濫しないという保証はどこにもないのです。少なくとも河川整備計画で 100 年に一度、150 年に一度発生するという設定で、

治水を進めてきているのです。例えばこの川の氾濫は何年に一度の設定ですか。

**【幹事 柴崎都市計画室長】** ダムが出来ますと 100 年です。

**【養父 委員】** 100 年でしょう。100 年に一度は氾濫するのです。いかがですか。

**【幹事 柴崎都市計画室長】** 勿論そうですが、一方で我々は常に経済活動をして生きている現状がございまして、そこは、やはり氾濫にも気を付けつつ、都市的な活動にも資する土地利用もやっていく必要があると思います。こちらの場合はたまたま農振地域ではありますが、現状として農地の形状ではなく、既に幹線沿道の調整区域の中でできるいろんな土地利用も虫食いの進んでいる状況もございまして、それに優良な治水機能です。すべて有している状況ではないこともまた事実でございます。

**【養父 委員】** 肯定的に捉えるのは結構です。この周辺もたまたま農地が残っていますが、虫食い状態です。もし河川の氾濫等があった時にこの区域を市街化区域に入れて、しっかりとした説明責任を取れますかと言っているのです。

**【幹事 柴崎都市計画室長】** 当然行政ですから、そういった説明責任をとっていく必要があると思います。

**【養父 委員】** あるでしょう。でも、それが不思議なのです。それがわざわざ川の近辺に、しかもその安威川流域の中でダムを造っていますが、当然 100 年に一度発生するという前提条件で作っているわけです。それを分かっていたうえでやるのですか。

**【幹事 柴崎都市計画室長】** そのように考えております。幹線沿道ということで、今確かに、そこは農業地域ではありますが、実際としてその農業の用に供してない現状がございまして。

**【養父 委員】** この市街化調整区域には、農業振興地域にかかっていますけれども、要するに、都市の無秩序な拡大や水害の被害などをおしとどめるために市街化調整区域があるわけでしょう。

**【幹事 柴崎都市計画室長】** はい、左様でございます。ただ、市街化調整区域であっても幹線沿道は、サービス関係等の都市的利用は一部認めておりますが、実際は資材置き場になるという現実がございまして。そのような現実も踏まえて、あまり良くない土地利用が進んでいくより、都市計画の市街化区域に編入することで、より計画的に土地利用を誘導する。そのような観点も必要であると考えております。

**【養父 委員】** 勿論あります。肯定的に捉えるのは簡単です。しかし、マイナス的な側面もあることはしっかりと見据える必要があります。

**【幹事 柴崎都市計画室長】** 土地利用の要請があれば編入するというのではなくて、限定的に行うという考えです。

**【養父 委員】** 河川では 100 年に一度なり、150 年に一度なり、必ず氾濫は起こるということを前提で入れましたという説明がなければ、一般の人は分かりません。

**【幹事 柴崎都市計画室長】** 確かに府域全般の治水能力からしますと、ダムが出来るとここはもう著しく向上して府域の治水安全度という面では相当高いといえます。

**【幹事 吉村都市整備部長】** 都市整備部長の吉村でございます。大阪府の場合は、先生ご指摘のこの部分だけに限らず、かなりのところが沖積平野が占めておりまして、氾濫原という意味でいいますと殆どのところが氾濫原ということでございます。安威川流域も一部下流域も殆ど氾濫原でございまして、今、大阪府では、独自の取り組みとしてやっておりますのが、現状の治水の安全度、河川の安全度で、色んな雨が降った時に、どのエリアでどれくらいの浸水が起こるかというのを、既にすべての河川で公表させていただいております。今回、この当該のところについても、公表しているところでございます。今後、まちづくりをするにあたっては、ここだけで限りませんけれども、現在それから、例えばここですと、将来、安威川ダムが出来た時に、同じ雨が降ったらどうなるか、それも公表しておりますので、そういうことを前提としてここで活動される方には、そういうリスクをしっかりと周知していただいた上で色んなまちづくりをしていただくということを考えております。ここに場所を限っておりませんけれども、全域ですね。特に、大阪の場合は低平地が多いものですから、そういうことを皆さんとリスク共有をした上でまちづくりをしていただき、いざという時には、そういうことを知っていただいて避難をしていただくとか、そのような事を併せて、今、取り組んでいるところでございまして、治水施設をいくら整備しても、必ずそれを超えるような洪水は起こりますから、そのことをしっかりと地域の皆さんと共有しながら、まちづくりを進めていきたいと思っております。

**【榎村 会長】** よろしいでしょうか。もう一つ、先ほどの空き家のポテンシャルのことでご質問が出たのですが。同じような答えになるかも知れませんが何かございますか。

**【幹事 高階計画推進課長】** 国においても最近コンパクトプラスネットワークという考えに基づき、立地適正化計画の策定という施策を推進しており、各市におきましても、市のマスタープランで居住を優先する区域ということで、定めようという計画が進んでいるところでございます。空き家のポテンシャルが、確かに今回のこと

で高まるということですが、拠点に集中させていくというそういう計画をつくっていきたくて考えています。それと住宅施策に限って言いますと、中古住宅流通、またリフォーム市場の活性化への取り組みとしましては、危険家屋にかかるガイドラインを作成しまして、空き家に対する取り組みを進めているところでございます。

**【榎村 会長】** はい、ありがとうございます。その他何かご意見ご質問ございませんでしょうか。その他ございませんでしょうか。

それではご意見をいただいたということですが、今のご意見は、反対のご意見と考えましたので、採決を取りたいと思います。本議案に賛成の委員の方は、挙手をお願いしたいと思います。

はい、ありがとうございます。それでは、挙手多数でございますので、本議案につきましては、原案通り可決されました。事務局では、今委員の方々からご意見をいただきましたので、それを十分に考慮の上お願いします。

## 6 報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更について（森林地域）」

### 説明・質疑

**【榎村 会長】** それでは報告案件に移らせていただきます。大阪府土地利用基本計画の変更について（森林地域の縮小）でございます。これにつきまして、報告を幹事からお願いします。

**【幹事 上溝計画推進課参事】** それでは、報告案件、大阪府土地利用基本計画の変更（森林地域の縮小）についてご説明いたします。説明に入らせていただく前に、本審議会における森林地域の変更の取り扱いについてご説明いたします。

森林地域における開発につきましては、森林法に基づく審査基準を満たしておれば、許可しなければならないということになっておりますことから、法定の手続きを経た上で、本審議会に先だって開発行為が行われます。そのため、平成 22 年度第 2 回の本審議会におきまして、以後の森林地域の変更については、報告案件として取り扱うことになっております。

今からご説明する 6 案件につきましては、斜面崩壊や水害発生に対する対策、下流水域の水の依存地域における水の確保、開発地周辺の環境悪化の防止のための残置森林の確保等、森林法に基づく許可の基準を満たす計画であることから、すでに開発許可がなされております。それぞれの開発につきまして、工事の完了を確認しておりますことから、本審議会に報告いたしまして、これをもって土地利用基本計画を変更するものでございます。

それでは、森林地域の縮小の 6 件についてご報告させていただきます。議案書の 7 ページ以降、説明資料 1 ページ以降でございます。議案書 10 ページ及び説明資料の 3 ページ以降の整理番号 4 をご覧下さい。能勢森林地域の縮小についてご説明いたします。対象となる能勢町山辺地区は国道 173 号の周辺に位置しております。画面の緑

色部分が現況の森林地域でございまして、このうち赤色の部分を縮小するものでございます。民間事業者により太陽光パネルが設置されておりまして、森林地域約 2 ヘクタールを縮小するものでございます。

続きまして、議案書の 11 ページ及び説明資料の整理番号 5 及び 6 をご覧下さい。箕面森林地域及び茨木森林地域の縮小について、一括してご説明いたします。対象となる箕面市と茨木市にまたがる彩都西部地区は、大阪モノレールの彩都西駅周辺に位置しております。画面の緑色でお示ししている現況から、赤色の部分を縮小いたします。国際文化公園都市特定土地地区画整理事業により、住宅地等の造成が行われておりまして、箕面市域において約 135 ヘクタール、また茨木市域において約 111 ヘクタールの森林地域を縮小するものでございます。

続きまして、議案書の 12 ページ及び説明資料の整理番号 7 をご覧下さい。四條畷森林地域の縮小についてご説明いたします。対象となる四條畷市上田原地区は、市の南部に位置し、奈良県生駒市との境界付近に位置しております。緑色の現況から赤色の部分を縮小いたします。四條畷市によるスポーツ・レクリエーション施設に供する土地の造成が行われておりまして、森林地域約 9 ヘクタールを縮小するものでございます。

続きまして、議案書 13 ページ、説明資料の整理番号 8 番でございます。河南森林地域の縮小についてご説明いたします。対象となる河南町上河内地区は、河南町南部に位置し千早赤阪村との境界付近に位置しております。緑色でお示ししている現況から赤色の部分を縮小いたします。民間事業者により、太陽光パネルが設置されておりまして、森林地域約 2 ヘクタールを縮小するものでございます。

最後に議案書の 14 ページ、説明資料の整理番号 9 番をご覧下さい。熊取森林地域の縮小についてでございます。対象となる熊取町つばさが丘地区は、熊取町の中央部に位置し南側に阪和自動車道がございます。緑色でお示ししている現況から、赤色の部分を縮小いたします。民間事業者による住宅開発が行われておりまして、森林地域約 48 ヘクタールを縮小するものでございます。

これら 6 件の変更によりまして、説明資料の 1 ページの総括表にございます通り、森林地域は 55,970 ヘクタールから約 307 ヘクタールを縮小し 55,663 ヘクタールとなります。説明は以上でございます。

**【榎村 会長】** はい、ご説明ありがとうございます。それでは、森林地域の縮小ということで、能勢森林地域・箕面森林地域・茨木森林地域・四條畷森林地域・河南森林地域・熊取森林地域、この 6 件について説明していただきましたので、その件につきまして、何かご質問ご意見ございましたらお願いします。

**【阪井 委員】** 阪井でございます。この森林地域の縮小という件で、箕面市で、箕面市は約 135 ヘクタールを縮小するという報告でございますが、これは昨年、箕面市におきまして、開発業者に対して、開発事業等緑化負担税という税金を条例で課せられるというのが、箕面市議会でも決議されたのは、大阪府議会の皆さんご存知でし

ようか。大阪府の皆さんご存知でしょうか。ご存知ないですね。私は開発業者といたしまして、こういう一方では、箕面市で 135 ヘクタール森林地域を縮小するというような傍ら、ある特定の開発業者に対してその緑化を促進していく、森林を守っていくというような名目の負担税を課せられるということは、以前にも大阪府下の中で開発における分担金というのが課せられたことがあるのですけれども、それに対して我々訴訟しまして、これは条例で法律ではないので、この場合は指導要綱でございますので指導要綱には強制力がないということで、この訴訟は勝った経緯があるのですが、今度は箕面市が条例で開発業者にこの緑化負担税を課せるという実態がございます。これは私のほうで、本日、大阪府議会あるいは大阪府の担当の方が出席をされておられますので、こういう不合理なことはあってはならないと思ってございますので、今の現実の状況の認識だけ知っていただきたいと思えます。

**【榎村 会長】** はい、ありがとうございます。私も、「えっ」と思ったような記事でございました。別にこれは審議事項でございせんが、箕面市の条例の緑化負担税について、もし何か情報をお持ちでございましたら、何か教えていただけますでしょうか。新聞記事で見るとの程度しか存じませんが、特にないですか。一方で開発しながら、一方で緑化の負担をせよということです。

**【幹事 高階計画推進課長】** 箕面の条例に対して、緑化負担税があるということは、存じ上げております。利率は忘れしたので説明出来ませんが、確か容積率に応じて負担割合が変わったと記憶しております。

**【阪井 委員】** 負担区分は区域ではなくて、一戸あたりの㎡数です。住戸の一戸あたりの㎡数において、㎡いくらということで、今手元に資料はないのですが、おおよそ 100 ㎡の建物で、建築する場合に約 4 万円前後の負担税がかかるというような、㎡に対するいくらという負担区分です。

**【榎村 会長】** はい、ありがとうございます。何か他にご質問ご意見、これは審議事項でございせんので、何かご意見いただけますか。はい、どうぞ。

**【澤木 委員】** 森林地域の縮小は報告案件の扱いになっているところで、今日の資料を見せていただきますと、林地開発許可が出たり開発同意が行われてから実際に完了確認されるまでこの審議会には報告されないという形であり、かなりのタイムラグが特に大規模開発の場合は生じているのですが、現時点で開発許可が下りているけれどもこの審議会にかかっていなくて、今後、森林地域が縮小するだろうという予定面積はどれくらいあるのですか。

**【榎村 会長】** 今、調べていただいている間ですが、ご意見ありましたように、森林地域の減少は報告案件でありまして、時間が経ってから減少したというのはわかることで、現実的にどう土地利用を考えていくかは、非常に大きな開発であればある

ほどかなり時間のズレが出てくるということです。概要で結構です。

**【幹事 高階計画推進課長】** 個別の箇所毎には把握はしておりまして、大きいものでいきますと大阪府が事業主体の箕面森町、また彩都の中部、東部地区があると予測しております。

**【幹事 上溝計画推進課参事】** お手元にお配りしております、参考資料 2、PDCA の検討シートというものがございます。そちらの 8 ページに森林地域の現況のトレースと、これについてはまだ少し検討途上の部分がございますが、今後の目標を書かせていただいております。表の最初のところに、平成 19 年からの減について、平成 19 年が 58,190 ヘクタールという実績でございまして、それに対して平成 32 年が 56,800 ヘクタールとなっており、増減はマイナス 1,390 ヘクタールとなっております。

**【榎村 会長】** はい、ありがとうございます。今回約 300 ヘクタールぐらいですが、もう少しくと 1,300 ヘクタールぐらいになる。開発は非常に長い年月がかかりますので、その途中で色々な経済社会の状況変化もあり、かなり難しい問題であります。今後の大きな方向ということでは熟慮しないといけない課題であると考えています。その他、何かございますか。森林地域の縮小について、その他ご意見ご質問ございませんでしょうか。

それでは、もう 1 件報告案件がございますので、森林地域の縮小につきましては、直ちに必要な手続きを進めさせていただきたいと思っております。

## 7 報告案件「大阪府国土利用計画（第五次）の策定について」

### 説明・質疑

**【榎村 会長】** それでは、報告案件の 2 件目、大阪府国土利用計画（第五次）の策定についてまいりたいと思っております。幹事から説明をお願いします。

**【幹事 上溝計画推進課参事】** それでは、第五次大阪府国土利用計画策定に向けた現在の検討状況について、ご報告させていただきます。お手元にお配りしております「大阪府国土利用計画（第五次）策定の基本的考え方について（概要）」となっております。こちらにつきまして、前の画面に沿ってご説明いたします。

国土利用計画は、国土利用計画法に基づき総合的かつ計画的な国土の利用を図るための基本的な事項について定める計画でございます。個別法に基づき、土地利用規制を定める計画だけでは対応できないような広域的・総合的な視点から、それぞれの計画間の整合を図るとともに、その改善策の企画立案・実施の促進を図ることを目的とするものでございます。

大阪府が策定する国土利用計画は、国において国土形成計画と一体的に作成される国土利用計画の全国計画を基本といたしまして、府の関係計画と整合を図りながら策

定され、先ほどご審議をいただきました土地利用基本計画における調整の基本的な方向性を示すものでございます。都市計画法に基づく都市計画区域マスタープラン等の各方針は、本計画に適合させて策定することとなっております。

現在の第四次大阪府国土利用計画は、平成 32 年を目標年次といたしまして、平成 22 年 10 月に策定されております。大阪の特性・魅力を活かした土地利用、人と自然が共生する土地利用、多面的な価値を活かした土地利用、これらを土地利用の基本理念として掲げ、また土地利用の将来像を「にぎわい・活力ある大阪」、「みどり豊かに美しい大阪」、「安全・安心な大阪」の 3 つとし、それぞれの将来像の実現に向けて取り組む施策の基本方針を示しております。さらに、土地利用区分毎の規模につきまして平成 32 年における目標値を定めており、農地や森林等が減少し、住宅地等が増加するとしております。

今回、この第四次計画を改定し第五次計画を策定するものでございますが、その背景についてご説明いたします。近年、土地利用を取り巻く社会経済状況は大きく変化しております。国土交通省から公表されております国土のグランドデザインや、国土形成計画にも示されておりますように、南海トラフ巨大地震等の災害対策や自然環境及び景観の保全、コンパクトプラスネットワーク型の都市構造への対応が求められております。またこれらを踏まえ、昨年 8 月には、国土利用計画の全国計画が策定されていることから、平成 39 年を目標年次とした、新たな大阪府国土利用計画を平成 29 年に策定したいと考えております。

国土利用計画の全国計画の概要につきましては、参考資料 1 としてお配りしておりますけれども、そのポイントをかいつまんでご説明いたします。国土利用を巡る基本的条件の変化として、人口減少による土地の管理水準の低下や利用の縮小の恐れ、自然環境の悪化による生態系サービスを維持できない恐れ、災害リスクの高い地域に人口が集中していることや、南海トラフ地震等の巨大災害の可能性から災害に対する国土の脆弱性が指摘されております。これらを踏まえ、適切な国土管理を実現する国土利用、自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用、安全・安心を実現する国土利用の 3 つを基本方針とし、国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指すとしております。

それでは、現在検討をしております第五次の大阪府国土利用計画につきましてご説明いたします。その構成につきましては、土地利用に関する基本構想、土地利用区分毎の目標および地域別の概要、前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要、この 3 つの事項について定めることとしておりますが、今回はこのうち 1 つ目の基本構想につきまして、基本的考え方といたしまして現在の検討状況をご報告いたします。残る部分につきましては、来年度から本格的に検討を進めて参ります。

はじめに、基本構想の構成と作成の流れについてご説明いたします。まず、大阪府が持つ土地利用の特性等を踏まえまして、大阪府における土地利用についての根幹的な方向性を示す、土地利用の基本理念を定めます。次に、土地利用の現状と推移や社会経済状況の変化等から土地利用の課題を設定し、この課題を踏まえまして大阪の土地利用の目指すべき将来像を掲げ、この将来像を実現するために必要な施策の大きな方向性となる土地利用の基本方針を定めます。基本理念は、土地利用の課題・将来像・

基本方針の原則となります。

これまでの検討の経緯でございますが、昨年 1 月の本審議会におきまして、当計画の策定について部会を設置し、検討していくことをご承認いただいております。これまでに 2 回の部会を開催し、そこでの議論を踏まえ事務局でとりまとめましたものを、本日も報告させていただくものでございます。

部会での主なご意見といたしましては、計画のあり方について各地域の特性を活かせる計画とするべき。複合的で柔軟な施策につながる方針とするべき。交通産業について府域だけを対象とするのではなく、大阪都市圏として広い視点での検討が重要である。産業用地の確保に当たっては、BCP、住宅との共生に配慮することが必要。商業施設等は規模だけで評価することができないので、面積以外での評価方法の検討が必要。また、みどり・環境について、都心部と郊外とで別々に農地の対策の検討が必要。都市農地の重要性につながるみどりの評価・方向性を示すことが必要。農地の産業面での評価、防災やレクリエーション機能にも着目することが必要であること。防災につきましては、巨大地震や津波だけでなく、都市型洪水への対応も考えるべき。既成市街地の個別事情を踏まえた総合的な対応が必要であることを掲げました。

続きまして、計画の内容についてご説明いたします。土地利用の特性と基本理念について、まずご説明いたします。大阪の土地利用の特性といたしまして、他府県に比べ人口・経済・産業が集積しており、インフラ等の都市基盤が充実していること。また、歴史・文化・観光資源が豊富で、都市が周辺山系や大阪湾といった自然と隣接していること等があげられます。これらを踏まえまして、これまでに蓄積された質の高い自然・文化・歴史的資源・都市基盤のストックなどを活かしながら公共の福祉を優先させ、自然環境を保全しつつ安全かつ健康で文化的な生活環境の確保と区域の発展を図り、引いては関西圏・国土の成長にも寄与すること、これを土地利用の基本理念としております。

次に、社会経済状況の変化と土地利用の現状と推移、これらを踏まえた土地利用の課題及び将来像についてでございます。社会経済状況の変化といたしましては、まず、大阪府は三大都市圏で最も早く人口が減少するとされております。さらに、全国平均を上回る高齢化の進展、子育て世代の府外への流出、産業面では国内外の都市間競争の激化や企業本社の大府外への流出等の問題・課題を抱えております。全国計画でも述べられておりますが、温暖化や自然環境悪化等による生物多様性や生態系サービスの低下、防災面では、南海トラフ巨大地震や津波・局所的な豪雨による土砂災害等の発生の可能性、更に生活面では一人住まいの増加などの家族構成やライフスタイルの多様化等がございます。

また、第四次計画策定以降の大阪府における土地利用の動向につきましては、土地利用区別に面積の推移を見ますと、特に農地、住宅地、工業用地が現計画の見込みから大きく乖離しております。農地の土地利用転換が引き続き進んでおり、その約半数が住宅地へ転用されております。人口減少化の現在におきましても、住宅地はまだ増加傾向にあります。これによりまして農地は現計画での見込み以上に減少し、住宅は見込み以上に増加しております。また、工業用地は現計画で若干の増加、ほぼ横ばいに見込んでおりますけれども、減少の傾向となっております。これらにつきまして

は、お配りしております参考資料 2 に詳細をお示ししております。これら社会経済状況の変化や、土地利用の現状等を踏まえまして、土地利用についての問題点を 3 つに整理し、それに対応する土地利用の課題を設定いたしました。

まず 1 つ目は、企業の本社機能の東京への流出、周辺府県や海外への工場移転、産業用地の不足等、主に大阪の活力に関するものでございます。これらを踏まえまして、産業を活性化し、豊かさを継続できる土地の効果的な利用が必要であるとしております。

次に 2 つ目として、良好な景観・歴史的資源の損失、担い手不足等による農地の減少、農地・森林等の管理水準の低下など、主に自然環境・景観に関するものでございます。これらを踏まえまして、地域の魅力向上や良好な環境景観の保全・形成が必要であるとしております。

3 つ目としまして、南海トラフ巨大地震等の発生の可能性、地震時に著しく危険な密集市街地が全国最大規模であること、海面や河川よりも低い土地に人口・資産が集中していること等、安全・安心に関するものでございます。これを踏まえまして、災害等に対する安全と誰もが安心できる生活環境の確保が必要であるとしております。これら 3 つの課題それぞれに対応する大阪の目指すべき将来像として、「にぎわい・活力ある大阪」、「みどり豊かで魅力ある大阪」、「安全・安心な大阪」の 3 つを掲げております。

現行の第四次計画における将来像からの変更点といたしましては、2 つ目の「みどり豊かで美しい大阪」と第四次計画ではしてございましたけれども、美しさだけではなく、都市もしくは地域の特性を活かした魅力を高めることを目指していくとして、「魅力ある大阪」としております。

最後に、この 3 つの将来像の実現に向けまして、施策の基本方針についてご説明いたします。まず 1 つ目の将来像、「にぎわい・活力ある大阪」を実現するための基本方針といたしまして、人・企業を呼び込む質の高い都市機能の集積と、大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化としております。人・企業を呼び込む質の高い都市機能の集積につきましては、先進医療産業をはじめとした都市の競争力を強化する成長産業分野の集積の促進や、都心部の更なる有効利用・高度利用の促進、地域や民間企業等のニーズに対応した産業立地の促進を図るとしてしております。また、大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化といたしまして、国土軸や隣接府県とのアクセス機能の強化や、生活レベルでの交通利便性の向上等による大阪の都市構造に対応したネットワーク性の高い都市づくりの推進、インフラの新規建設や既存ストックの長寿命化等による大阪都市圏の成長を支える都市基盤の強化や保全を図るとしております。

次に、2 つ目の将来像、「みどり豊かで魅力ある大阪」を実現するための基本方針といたしまして、都市の格を高める魅力ある都市空間の創出と、環境負荷が少なく、みどり豊かな都市の形成としております。都市の格を高める魅力ある都市空間の創出といたしまして、水都大阪等の取り組みの推進や、観光資源の活用等による国際的エンターテインメント都市にふさわしい魅力の創造・発信、民間活力を活かしたエリアマネジメントの促進や、市町村の施策に活用できる統計データの提供等による都市マネ

ジメントの推進による地域の魅力向上を図るとしております。また、環境負荷が少なく、みどり豊かな都市の形成といたしまして、防災協力農地や貸し農園等、農空間の多面的な機能を活用した都市づくりの推進、森林の保全の促進等によるみどり空間の整備・運営・管理による、ゆとり・やすらぎの提供、再生可能エネルギーの活用等による新たなエネルギー社会の構築と環境先進都市への取組みの推進、そして生態系保全の啓発活動の推進等による健全な生態系、水循環の構築と生物多様性の確保を図るとしております。

3つ目の将来像、「安全・安心な大阪」を実現するための基本方針として、災害に強い都市の構築と、誰もが暮らしやすい生活環境の形成を掲げております。災害に強い都市の構築といたしまして、災害リスクに関する住民への情報提供と、地域の災害リスクを考慮した計画的な土地利用の誘導、鉄道・モノレールの整備等による都市の諸機能の多重性・代替性の確保、密集市街地の防災性の向上と計画的な災害対策の実施を上げております。また、誰もが暮らしやすい生活環境の形成といたしまして、公共交通ネットワークの充実と少子高齢化やライフスタイルの多様化に対応した歩いて暮らせる生活環境の形成、低・未利用地や空き家の有効活用の推進、案内表示の充実やバリアフリー化の促進等、誰にも優しく安心して暮らせる街づくりを進めることとしております。以上、簡単ではございますが、基本的な考え方についての現在の検討状況をご報告させていただきました。

なお、今後のスケジュールでございますが、部会にて本日いただきましたご意見を踏まえながら、基本的考え方についての議論を深めていただきますとともに、その他の項目についても議論をいただきまして、来年度の夏頃を目途に当計画の素案をとりまとめて参ります。その後、本審議会にその素案をご報告いたしまして、ご意見をいただいた上で秋頃にはパブリックコメントを実施して参ります。その結果を踏まえまして、本計画の案をとりまとめ、冬頃、本審議会に対して国土利用計画法に基づく計画案に対する意見聴取を行いまして、来年度内を目途に本計画を策定したいと考えております。説明は以上でございます。

**【榎村 会長】** 細微なご説明ありがとうございます。大阪府国土利用計画（第五次）の策定について、ただ今概要をご説明いただきました。今、部会で検討中ですが、平成 29 年策定で、目標が平成 39 年でございます。なかなかご意見を賜る機会がございません。今日は正午まで時間がございますので、是非委員の皆様方からご意見を頂戴したいと思います。どこからでも結構でございます、質問でも結構でございます。よろしくお願いいたします。どうぞ。

**【阪井 委員】** ただ今お聞きいたしました、第五次の利用計画に関しまして、何か今、具体に取り組んでいる事案とか、優先順位としてこういうことをやりたいというようなお考えはあるのでしょうか、お聞かせ願えたらと思います。

**【榎村 会長】** ただ今の質問で、何かございますか。

**【幹事 上溝計画推進課参事】** まだ検討段階ということでございますし、あくまでも今は基本的な考え方に留めておりました、具体的な取り組みというところについては、今後関係部局と調整しながら検討して参りたいと思っております。第一に思っているところにつきましては、課題であげております3つの点です。

1つ目は、大阪の活力を高めていくような産業の活性化であるとか、豊かさを継続できるような土地の有効活用というところ。2つ目は、地域の魅力、更には都市の魅力というものを高めていく良好な環境形成、景観を保全するところです。3つ目は、昨今どこでも重視されておりますけれども、巨大な災害に対応出来るような強靱なまちづくりをしていくところです。主に、その3つの点を重点的に取り組んでいく必要があると思っております。

**【榎村 会長】** 今回の段階では基本的な考え方でございますので、何かこういうことや、ここはどうなっているのかということでも結構でございます。是非委員の方々お一人ずつ、一言ずつでも結構でございますので、部会の検討が有意義になるように、ご意見を賜ればと思います。はい、どうぞ。

**【田中 委員】** この第五次の策定について、タイムスケジュールもお聞かせをいただきましたし、それを具体的にこれからも進めていただきたいと思っております。

しかし、以前から大阪全体のランドデザインをしっかりとつくるために大阪府庁内で相当議論をされてきていると市長会の方でも聞いておりますが、もうかれこれ2、3年。大阪市域の計画については色々出ておりますが、大阪府域全体の広域行政としての大阪府の役割を明確にし、市町村と連携をしながら、ランドデザインをつくっていくという方向が具体的に全然進んでいない。また、私達に提示をされていない。

そのことと合わせてですが、この土地利用についても将来像につきましては3つの柱をいただいておりますが、そのことが大阪全体のランドデザインにも反映をされなければなりませんし、そのあたりの整合性と具体的に大阪府ランドデザイン（大阪府域版）がいつ頃本当に出されるのか。土地利用計画については、もう平成 29 年にできるということになっていきますので、そのあたりは大阪府としてどう考えておられるのか、具体的にお話いただければと思います。

**【榎村 会長】** はい、よろしいでしょうか。土地利用計画と大阪府のランドデザインの関係についていかがでしょうか。

**【幹事 芝池住宅まちづくり部理事】** 住宅まちづくり理事の芝池でございます。市長会の皆様からは、色々ご意見をいただいているのは承知をしております。今、庁内で色々議論をさせていただきまして、年度を明けましたら各市町村と丁寧に決めつけた案ではなく、多種多様な方向からの議論をさせていただきたいと考えております。この国土利用計画の策定においては、スケジュールがランドデザイン大阪都市圏と似た想定でございますので、この国土利用計画と整合させて、きちっと形あるものになりたいと現在も庁内調整をしていますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

**【榎村 会長】** よろしゅうございますか。非常に密接な関係がございますので、貴重なご意見ありがとうございます。その他いかがでしょうか。松本委員どうぞ。

**【松本 委員】** 千早赤阪村の松本でございます。私どもの村域の大体 85%が山林でございまして、私は山を歩くのが好きで太子町から貝塚までずっと和歌山県と奈良県との県境を歩いてみましたところ、非常に放置森林が多い。何しろ、きっちり手入れをしないと山とは言えないわけで、確かに先ほども森林の転用、その他ございましたけれども、山林としておいておくには私どもの村はだいたい 3,000 ヘクタールございますが、これをきっちり 120 年、150 年の用材としていわゆる林業が成り立つところまでやるには、10 年に 2.5 億ぐらいのお金がずっといるわけですが、何しろ材木が安いので地主も何もやってくれない。そういう意味で、山林をいわゆる CO2 の吸収源対策として残すためにも、間伐をきっちりやって山として残れるような山林にするために、確かに山林としておいていただくのは結構ですが、いわゆる資金面の援助もいただきたい。私どもの非常に弱い財政力では、自然の成長力にとってもついて行けません。そのあたりも考慮をいただきながら新しい利用計画を作っていたらありがたいと思います。

**【榎村 会長】** ありがとうございます。その他いかがでしょうか。議員の皆様方、または学識の皆様方それぞれの分野から、多方面からで結構でございますので、ご意見をいただければと思います。折角ですのでどうぞ色々ご意見をいただければ。部会もずっと検討をしていきますが、多くの方々のご意見を頂戴したほうが検討も進みますので。山野委員、滋野委員いかがでしょうか。何かございましたら。はい、お願いします。

**【滋野 委員】** 部会にも入らせていただいて部会の時にも申し上げたことですが、今後の 10 年間を考えますと、社会経済が大きく変化していくと思われれます。例えば産業立地を考えますと、現状のデータでは長い目で見ると減少傾向にあります。一方で求められる産業立地はまだニーズに足りていないという面もあるわけです。どんどん民間企業のニーズが変化して行って、一方では余っている土地もあるという事で、社会経済の変化に応じて、政策のあり方等も大胆にかつ柔軟に変化させていくことを、今後ますます求められるのではないかと考えております。そういうことを踏まえた計画を立てるべきだと考えております。

**【榎村 会長】** ありがとうございます。今、商業、産業立地のことでご意見をいただきましたけれども、山野委員はいかがでしょう。

**【山野 委員】** 大阪で生まれ大阪で育ちまして、昔のことですが、大阪では大阪万博があり、非常に大阪らしい活気があった時代を色々覚えております。今現在、非常にみどりも少しずつ増えていますし、中之島や色々なところでみどりもあり、また以前の大阪の魅力みたいなものを少しずつ感じております。

今日初めて参加させていただきましたが、こうして皆さんが本当に一生懸命に大阪をよくするために色々と励んでいらっしゃることを一番感じております。皆さんもご希望が色々おありだと思いますけれど、今日はそういう面で大阪はますますこれから良くなって行くのだという思いを感じております。

**【榎村 会長】** ありがとうございます。他に何か、議員の皆様方からもご意見をいただければと思います。釜中委員どうぞ。

**【釜中 委員】** 堺市の西区選出の釜中でございます。理事者の皆様方は森林を伐採していくというような形で目途を変えて行かれているということですが、森林を伐採することにはゲリラ豪雨や異常気象に対しても、重々、色々勘案をしていただいていると思います。森林は平成 19 年から平成 32 年にマイナス 1,390 ヘクタールで、かなりの面積が大阪から森林を無くしていっているということでございます。そして先ほど松本委員がおっしゃった、もう要らない森林の伐採もお考えだと思いますが、特にヒートアイランド現象が都会でも起こっておりますので、こういった無くなった森林、ものすごく面積が無くなっていくことには、都心部に対しての色々なお考えもあろうかと思いますが、そのあたりはどうなっているのか、お聞かせを願いたいと思います。

**【榎村 会長】** はい、何かそれにつきまして、ご説明や情報がございましたらお願いします。

**【幹事 原森づくり課長】** 森づくり課の原でございます。色々住宅とかそういうニーズの中で森林地域の減少がの中で語られておまして、できるだけ減る中で森林の質の向上を我々目指していかなくてはいけないと考えているところでございます。先般、府議会でご承認いただきました森林環境税を用いまして、森林の質的向上を目指していこうと考えているところでございますので、そのあたりも含めて、今後、第五次国土利用計画において質的向上も図った中での取り組みを、色々議論されていかれることを我々望むところでございます。以上でございます。

**【榎村 会長】** ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい、よろしく申し上げます。

**【久谷 委員】** 議員の久谷でございます。実は、今日色々議論を聞かせていただいて、地元が大阪市の北区ですのであまりピンとこないようなことがあるのですが、田中委員から大阪市の都市魅力については府市の連携が進んで色々ビジョンが出ているけれど、なかなか衛星市まで回ってこないのではないかと、ビジョンが示せていないのではないかとというご意見をいただきました。もちろん、大阪府市一体となってランドデザインも示しながら都市魅力を輝かせようとしているのですが、これを見せてもらって都市計画区域ということで、市内は大阪都市計画区域でひとつのくりに

なっており、北部大阪、東部大阪、南部大阪とそれぞれがあります。我々議員レベルでこういうエリア割りで、議員団もそれぞれ勉強会をしたり、大きい視点で考えている部分もあります。ですから、例えば市町村レベルで大阪府と個々に話をするのではなく、そういった衛星市の中でも広域でそれぞれの議論をされていると思いますが、なお一層、一体となって大阪府と協議していく形をもっと模索してやっていけば、開けてくるのではないかと思います。折角こういう区域で割って大阪府を超えた形でやっていこうという計画があるのですから、そういった部分を活用していただけたらと思いますし、大阪府もそれはしっかりやっていこうと示していると思いますので、一度ご協議いただけたらと思います。以上です。

**【榎村 会長】** ありがとうございます。その他いかがでしょうか。どうぞ。

**【田中 委員】** 今、ブロック分けがあるので、色々とお話をさせていただければというお話だったのですが、元々これにつきましては大阪府が市長会に対してグランドデザインを示されてきた経過がございます。その時に私は市長会の一員として、書かれている中身が大阪市域のことしか書いていないので、これが大阪府のグランドデザインですか、やはり広域的な視点でしっかり大阪府が府域全体の市町村を見ながら計画を出すべきだと申し上げた。その中で、大阪府は検討するというお話でもうかれこれ2年以上経過してきているわけで、決して私達はそのブロックで検討していないということではなく、まず大阪府として広域としてしっかりとたたき台を示すことが大切であるとずっと言ってきている。そのたたき台を示されないので、私達はいつなのですかと申し上げている。そこはご理解をいただきたいと思います。

**【榎村 会長】** ありがとうございます。その他一言声を聞いて帰りたいと思います。

**【橋本 委員】** 松原市の橋本と申します。第五次国土利用計画まで聞かせていただいているほど立派な絵だと感じるのですが、一つお聞きしたいのが第一次計画から第四次計画までどれぐらいの成果があったのか。実際ずっと絵を描き続けて「いいでしょう、いいでしょう」というところにだけ浸っていて、実際はもう少し現場を見つめてやってというところがあると思うのです。目と鼻の先で言うと、国土利用の部分でも土地利用の部分でも、先ほどから委員の皆さんからお話が出たように、例えば少子高齢化社会が来るわけです。そうしたら府の遊休地の有効利用、府営住宅、各市町村の市営住宅まであり、そういうところをきっちり協議の場を開いて話を詰めて、どんな有効利用していくかということだけでも、おそらく手一杯だと思います。そのうちに小中学校の統廃合や、高校も統廃合をしていかなければいけない。そうしたら、その遊休地はどうするのだという話が、そういうのは今頃から詰めておかないと、10年後、20年後、この五次計画がいつ出ているか知りませんが、もっと現場を見てきっちり詰めて下さい。あまり絵に描いた餅はいらない。結局、絵を描いていたら山奥の猪か猿しか出ないようなところに道路を作ります、開発します、森林伐採しますと、実際やっているのでしょうか。もう少し平野部に人がちゃんと住めるようなまちづ

くりを、きっちりしていこうというのが大阪府の仕事じゃないですか。きっちり常識を持って、取り組んでいただきたいというのが願いです。

**【榎村 会長】** ありがとうございます。部会でも色々検討していただけたと思います。部会にご参画いただいている松中委員、加我委員いかがでしょうか。

**【松中 委員】** 部会に参加しております松中でございます。私からは1点、先ほどの府内と広域という話もございましたが、もう一つ、府外に関しても少し目を向けて計画を立てていく必要があるのではないかと思います。今日のご説明でも、交通産業に関しては大阪の都市圏という視点がございました様に、大阪府だけではなく、府の外にも全体的に目を配る必要があるという意見を部会でも出させていただきました。国が作っている資料の参考資料1にも書かれている、国土利用計画の位置づけと体系について、国土利用計画の全国計画は、これが基本となって都道府県計画が出来ることになっていますが、一方では同時に作られる国土形成計画があります。この下には都道府県よりもう少し大きい広域地方計画があるわけです。それに相当するものは国土利用計画には明確に位置づけられておらず、広域地方計画、これと都道府県が作る計画、これは、絵で見る限りは全然つながっていないように見えるのですが、実はそこはきちっと踏まえながら作っていく必要があると思います。勿論市町村レベル、或いはもう少し細かい地区レベル、そういった細かい議論も必要ですが、もう少し大きな視点からの議論もする必要があると思います。特に、産業などのいろいろな都市間の競争がある分野は多々ありますので、そういったところで大阪府内だけを見ていくと、それでは十分な計画にはならない部分もありますので、是非そのあたりの視点は必要かと思えます。以上です。

**【榎村 会長】** ありがとうございます。色々なところに参加しておりますと、今お聞きしたようにもう少し広い圏域、圏域をもっと越えた色々なレベルで、大阪府もこれを見ていくことはとても重要かと部会でも考えているところでございます。加我委員いかがでしょうか。

**【加我 委員】** 今日、皆さんからいただいた意見を踏まえ、引き続き、部会で検討、参画していくことになると思います。今回、基本理念それから課題、方針ということで将来像を3つ掲げています。「にぎわい・活力ある大阪」を目指してということと、「安全・安心な大阪」が上がっていますが、にぎわいであったり、安全・安心に関わってくるのは真ん中にあります「みどり豊かで魅力ある大阪」ではないかと思えます。みどりと一言で書いていますが、今日前半の審議では報告案件でしたが、農業地域、森林地域をどうしていくのかとともに、今後の土地利用を考えますと、土地利用の面積としてはもしかしたら変わらないのかも知れませんが、先ほどの、その土地利用の上での担い手の問題であったり、質の問題だったり、これから大きな問題になってくると思えますので、そのあたりの質的な問題、担い手の問題も含めて、どのような土地利用が望ましいのか検討出来ればと思います。

第五次国土利用計画全国計画に載っていましたが、そこで想定されていることは、人口減少を見据えてということだと思います。今までの第一次計画から第四次計画はずっと拡大していくということ、どこで拡大していくのかを見据えてということだったと思いますが、今後難しいのはこの人口減少で、どうしていったらいいのかは、多分初めての課題だと思っています。特に、安全・安心ということで目を向けますと、全国計画では地域の実情等を踏まえ、災害リスクの高い地域の土地利用を適切に制限してというところまで書いています。大阪都市圏で安全・安心ということで、そこまでの制限ができるのかは、きっちりと部会で検討して、本当の意味での、みどりがどうあればよいかを検討できればと思います。

**【榎村 会長】** ありがとうございます。第一次計画から第四次計画は、日本の社会経済状況の変化によってその時々で色々考えられてきたことが違い、大阪府も同様のことだと思います。第四次計画につきましては、その成果を踏襲するという事です。何かそのことについて大阪府でありますか。どうぞ。

**【幹事 上溝計画推進課参事】** 第四次計画につきましては、先ほどご説明いたしましたように平成 32 年を目標年次として、数値目標、各土地利用の面積規模を設定して具体的な取組みを進めてきたところでございまして、第四次計画をつくる時に盛り込ませていただいたのですけれども、つくったものを放ったらかしにするのではなくて、その施策がきちっと有効に働いているか、結果が出ているのかもウォッチするということから PDCA というような取組みを計画の中に盛り込ませていただいて、こちらについては、昨年度今の部会の委員に入っていて議論をされており、具体的には先ほどもご説明いたしましたけれども、少し進捗管理値から乖離している土地利用も確認していますので、それに対する取組み、対策については第五次計画でできるだけ盛り込んでいきたいと思っています。

**【榎村 会長】** ありがとうございます。国土利用計画審議会も以前は実際の数字をご報告いただく審議会であったと記憶しております。これを実際に農地面積、住宅地面積、工業用地と色々計画を作っても乖離が非常に大きい。やはり PDCA をきっちりとしていけないと計画だけを作ってもということがありまして、PDCA をきっちりと回していこうということになったかと思います。私が会長になる少し前にこの審議会をやっていこうということになり、なぜそういう乖離が起きたのか、現状はどうか、それからあるべき姿に向けてどういう施策を土地利用の面からしていけばいいのかということで、この審議会が今進んでいると認識しております。是非皆様方のご意見を頂戴し、それを第五次計画に反映したいと思っています。はい、どうぞ。

**【阪井 委員】** この計画で今後のスケジュールを拝見しますと、平成 28 年度の夏頃に素案を作成すると書いていますが、大阪府は今危機的な状況にあると思います。大阪がおそらく日本の経済圏からかなり没落していくのではないかと。これはリニアが名古屋では十数年先に着き、大阪は二十数年先です。確実に大阪は日本の経済

圏から落ちこぼれると思います。だから特に、この第五次計画が絵に描いた餅にならないように、しっかりした審議会で皆さんと議論して大阪はそういう状況の中でどう活性化して、どう生き残っていくのか、昔の大大阪のような大阪を取り戻すためには何が必要なのかという具体的なことを計画していかないと、本当に大変なことになると思いますので、そのあたりは我々の業界団体から大阪府に対して色々な協議会の申し出をさせていただいて、真剣な取り組みをやっていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

**【榎村 会長】** 激励だと思います、ありがとうございます。その他ございませんか。はい、どうぞ。

**【澤木 委員】** 視点が変わって各論かも知れませんが、私も部会に入っていますので、これからの計画期間を考えると 2 点ぐらい注視したいことがあります。

1 点は、この構想の中でもエココンパクトという形で出てきていますが、先ほどもありました立地適正化計画を、今、全国の市町村 200 ぐらいが検討されていて、大阪府でどのくらいの市町村がどんな計画でどのくらいのやる気をつくっていくかというあたりを、大阪府庁でしっかりと把握していただきたいと思うのです。その理由として、立地適正化計画を定めることは、市街化区域の中で居住誘導する場所としない場所を新たにもう一つ線引きをしていくことになるわけです。国土利用計画の中では、区分というと都市地域に市街化区域も市街化調整区域も入っていて、この計画でなかなか手当は出来ないと思いますが、居住誘導区域から外れてくる部分について、今後どう土地利用をさせていくのかをしっかりと考えていかないといけません。都市計画の手法では逆線引きで調整区域の中に入れるという方法がありますが、市街化調整区域の中に入れた時にそれを何に使うのかということです。

農地とか森林とか産業は全部減っていく予測になっていますが、都市的土地利用をしないところはそれらのどれかに転換していかないと活性化していかず、遊休地ばかりが増えていくという話になるので、白地になってきて出てくる土地、縮退する土地をどう扱っていくのかも真剣に考えていかないと、縮小方向だけで議論してしまうような形になります。私も府下の市の都市計画審議会に入っていて、自市で立地適正化計画を作ることが適正なのかという感想を役所の方から聞くこともあるのですが、大阪府下が立地適正化計画でどういう絵になるのかをしっかりと把握していただきたい。そのうえで実際の手法とか土地利用のあり方まで議論したいと思っています。

もう 1 点は前から言われていることで、これは加我委員、養父委員のご専門の領域になりますが、市街化区域内の生産緑地は 30 年間の営農ということなので、当初生産緑地指定されていた方々が、平成 33 年ぐらいに一斉に 30 年を迎えられて、一気に生産緑地の解除が出てくるのではないかという懸念があります。

これはこの計画期間の中での大きなエポックですので、どう対処しながら都市内の緑地とか農地を守っていくのか、これは国レベルでの話がありますので、国と大阪府とが協力しながら制度設計を考えていく必要があると思います。そのあたりの政策の方向性のリアリティーのある情報もいただきながら、次期の第五次計画に反映できれば

と思います。以上です。

**【榎村 会長】** 重要なテーマ、ご意見を賜りました。立地適正化計画について、何か自治体の情報はありますか。

**【幹事 高階計画推進課長】** 今、現状トップバッターを走っているのは、ご存じの箕面市でございます。その他にも枚方市、北河内で数市あったと思います。これらの市を中心に近隣の市町村の方を入れた勉強会を開いており、お互いに情報共有を図りながら機能のシェアができればよいと思います。現在は、情報共有を図りながら進めている状況です。また全体勉強会も開いており、府下の市町村の方々と立地適正化計画について、一緒に勉強している状況でございます。市の数は今手元にはございません。

**【榎村 会長】** ありがとうございます。今お話が出ました生産緑地のことにつきまして、加我委員、養父委員、何か情報提供をお願いします。

**【加我 委員】** 今日、一番初めにもありましたが、市街化区域内の生産緑地は 30 年で買取申し立てができるということで、次の計画期間内に期限が来ることになっています。最初のところにも書かれていましたが、昨年、都市農業振興基本法ができ上がり、現在、国でも都市農業振興基本計画の検討をされ、聞いていますと 2 月にパブリックコメントが出るとのことです。その中でも農林水産省、国土交通省ともに縁辺部、市街化区域内の生産緑地、それから市街化調整区域の白地の農地を対象に固定資産税や相続税猶予のことも含め、一定の税制改革が必要ではないかといった議論がされているということです。これは確かな情報ではありませんので、環境農林水産部の方々とも連携をしながら情報を持って検討できればと思います。

**【榎村 会長】** ありがとうございます。関連して養父委員いかがですか、別に生産緑地に限りませんが。

**【養父 委員】** 養父でございます。今、的確な情報を加我委員がお話されたのでそれに対して付け加えることはありません。さっき橋本委員でしたか、絵に描いた餅にならないように第五次計画をやっていただきたいと、私はかねてからそう思っているのです。先ほど千早赤阪村のお話がありましたが、外周部の山林はものすごく荒れています。要するに治山治水機能が一定計算上は出てきますが、実際に局所的に防災上の問題を抱えているところは沢山あります。例えば、生駒山系のぶどう園の跡地や、或いは金剛山のミカン畑の跡地、これは農地なのです。それが放置された状態で森林になるかということ、なかなか森林化しない。一定ある程度の整備をかけていかないと、なかなか森林に戻らない。その代わりに防災上の色々な問題が起こってくるということで、まず 1 点はそれです。もう一つ、先ほどずっと農地の面積と森林の面積が減ってきているのです。それは皆さんご存知のとおりです。ところが、先ほどの第

五次計画を見ていると、バランスを取らないといけないと書いてありますし、生物多様性の問題や或いは生態系サービスの問題が色々書かれている。どの程度のものを求めているか、到達目標をしっかりと決め、何年度までにここまで達するというところをしっかりと決めておかないと、先ほど橋本委員がおっしゃったように現場を見ていないという話になってくると思うのです。これらの点については、私も協力していきたいと思いますし、皆さんのお知恵を拝借しながら勉強させてほしいと思っています。以上です。

**【榎村 会長】** はい、ありがとうございます。たくさんご意見ご提案をいただきました。土地利用は時間が長きにわたるということで、私は長くかかるものほど早くやらないといけないと思います。また、第五次計画は今までにない非常に重要な転換点だと認識しており、日本全体、大阪府にとりましても大きな転換点になることかと思しますので、今日いただいた意見を十分に計画で反映していただきますよう、今後、部会の委員の皆様方、どうぞよろしくお願いします。

それでは、平成 27 年度第 1 回大阪府国土利用審議会の審議をすべて終了させていただきます。たくさんご意見をいただき、議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。それでは事務局にお返しいたします。

## 8 閉会

**【司会】** 長時間にわたりますご審議、貴重なご意見ありがとうございました。本日のご審議を踏まえまして、大阪府において必要な事務を進めて参ります。では、以上をもちまして平成 27 年度第 1 回大阪府国土利用計画審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

## 正午閉会